

# 令和7年度 渋川市税等 納税（納付）案内

【総務部 納税課】  
令和7年3月作成

## 1 納期限等一覧 (口座振替ができる市税等)

納期限 (口座振替日)	固定資産税 ・ 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	市県民税 森林環境税 (普通徴収)	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 (普通徴収)
令和7年4月30日(水)	第1期			
令和7年6月2日(月)		全期		
令和7年6月30日(月)			第1期	
令和7年7月31日(木)	第2期			第1期
令和7年9月1日(月)			第2期	第2期
令和7年9月30日(火)	第3期			第3期
令和7年10月31日(金)			第3期	第4期
令和7年12月1日(月)				第5期
令和7年12月25日(木)			第4期	第6期
令和8年2月2日(月)	第4期			第7期
令和8年3月2日(月)				第8期

・各月の末日（12月は25日）が納期限です（ただし、これらの日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、翌開庁日が納期限となります）。

・普通徴収とは、納付書等により納税（付）義務者本人が直接納める方法です。

## 2 納付書納付 及び 口座振替 取扱金融機関等

区 分	納付書納付取扱金融機関等	口座振替取扱金融機関等
金融機関	銀行 群馬銀行、足利銀行、東和銀行	同 左
	信用金庫 北群馬信用金庫、利根郡信用金庫	
	信用組合 ぐんまみらい信用組合	
	農業協同組合 北群渋川農業協同組合、赤城橋農業協同組合	
	その他 中央労働金庫、ゆうちょ銀行又は郵便局	
コンビニエンスストア	MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブーンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100	※コンビニエンスストア等で使用できる納付書 ① 30万円まで ② バーコード入り ③ 発行後1年以内
スマートフォン決済アプリ	PayPay、LINE Pay (注)	
渋川市役所	本庁舎納税課・各行政センター	

(注) LINE Payを利用した納付の取扱いは令和7年4月23日（水）をもって終了します。

○「地方税統一QRコード」が印刷された納付書を利用すれば、a～cを利用したお支払が可能です（固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、市県民税・森林環境税（普通徴収）、国民健康保険税（普通徴収）に限ります）。\*QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

#### a 金融機関窓口

前ページ記載の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でのお支払が可能です。対応金融機関は、「地方税ポータルシステム（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）」にて、金融機関一覧の利用可能チャネル欄に「窓口（QR）」と記載されていますので、ご確認ください。

#### b 地方税お支払いサイト

地方税お支払いサイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）では、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用したお支払が可能です。

#### c 各種スマートフォン決済アプリ

アプリで地方税統一QRコードを直接読み取ってお支払してください。

※詳細は別紙リーフレットにてご確認ください。

### 3 口座振替の申込方法

#### (1) 申込み先

●下記①、②のいずれかの場所でお申し込みください。申込用紙（口座振替依頼書）は、各窓口にて備え付けてあります。（通帳届出印の印影照合が必要なため、①をお勧めします）。

① 茨川市内にある口座振替取扱金融機関等（前ページの2の表中）

② 茨川市役所本庁舎納税課 又は 各行政センター

#### (2) 申込み時にご持参いただくもの

① 金融機関等の通帳

② 通帳届出印

③ 納税（入）通知書（ご持参した方が必要事項の確認を容易にできます）

### 4 口座振替申込時の注意点

① 納期限の1か月前までに、お申し込みください（ただし、ゆうちょ銀行の場合は、1か月前までにお申し込みください）。間に合わない場合は、原則、翌期からの振替となります。

② 固定資産税は同一所有者の固定資産ごと、軽自動車税（種別割）は同一所有者の車両ごと、国民健康保険税は同一世帯内の加入者ごとに、支払方法や異なる振替口座を指定できません。

③ **固定資産が共有資産（複数人での所有）の場合、納税通知書をご確認いただき共有名義人を納税義務者欄にご記入ください（例：『茨川太郎 外1名』など）。**

④ 固定資産の所有者が賦課期日（毎年1月1日）現在死亡していて、所有権移転登記（未登記家屋については家屋名義人変更承認申請書の提出）がされていない場合、納税義務者欄は次のとおりとしてください。

・現所有者（相続人代表者）が決まっている場合：現所有者氏名（現所有者申告書を提出した現所有者、又は本市からの通知で相続人代表者に指定された方の氏名）

・現所有者（相続人代表者）が決まっていない場合：被相続人氏名（死亡された所有者氏名）

⑤ 車検対象の車両については、軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）を、6月中旬以降に発送します。この時期に車検を迎える車両を所有している方については、同証明書を窓口等で取得しなければならないおそれがあるため、あらかじめ了承の上、口座振替をお申し込みください。

⑥ 国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。  
納税義務者欄には、世帯主の氏名を記入してください。

世帯主が国保の加入者でない場合でも、家族の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税の義務を負うこととなります（国保加入者でない世帯主を擬制世帯主といいます）。

世帯主が変更になった場合は、改めて口座振替をお申し込みください。

- ⑦ 介護保険料・後期高齢者医療保険料は、納税準備預金からは口座振替できません。

## 5 口座振替申込後の注意点

- ① 納期限の前に、口座残高が振替額未満とならないよう確認しておいてください（口座振替処理は、金融機関等が納期限の日の任意の時間に行うため、口座に当日入金されても口座振替できない可能性が高いです）。
- ② 口座振替できなかった（残高不足、口座名義人の死亡、口座廃止等）場合、**再振替はできません。**後日、送付される督促状（口座振替不能のお知らせ）で納めてください。
- ③ 振替口座を変更する場合や、口座名義人の死亡で口座振替ができなくなってしまった場合は、改めて「口座振替依頼書」を提出してください。
- ④ 口座振替済通知書は送付しません。納期限以降に通帳を記帳してご確認ください。

## 6 スマートフォン決済アプリ・地方税お支払いサイトによる納税（付）の注意点

- ① 領収証書は発行されません。
- ② 車検対象の車両については、軽自動車税（種別割）を納期限までに納税された場合のみ、軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）を6月中旬以降に発送します（ただし、過年度に滞納がある場合を除きます）。**車検で納税証明書の発行を急がれる方は、本庁舎納税課、各行政センター、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納税してください。**

## 7 督促状・催告書

- ① **納期限までに市税等を納税（付）されなかった方には、地方税法に基づき納期限から20日以内に督促状を送付しなければならないことになっています（一部納税（付）されている場合でも、残額について督促します）。**督促状が届いた場合はすぐに納めてください。
- ② 納付書がお手元がない場合、本庁舎納税課までご連絡いただければ納付書を再送いたします。また、直接本庁舎納税課又は各行政センターへお越しいただければ、その場で納めていただくことができます。
- ③ **督促状を送付しても納税（付）がない場合、催告書の送付や電話催告、滞納処分（差押）の対象となります。また、納期限を経過すると延滞金が発生しますので、ご注意ください。**
- ④ **金融機関等で納税（付）された場合、入金を確認できるまでに2週間程度かかる場合があります。**このため、納期限後から督促状送付日までに納税（付）された場合、行き違いで督促状が届いてしまう場合がありますのでご了承ください（領収証書があれば行き違いという事がすぐに分かりますので、大切に保管してください）。

また、催告書についても同様の理由により行き違いとなる場合がありますので、納期限までに納めていただきますよう、ご協力をお願いします。

## 8 延滞金

### (1)延滞金とは

**定められた納期限までに納税（付）しないことを滞納といいます。滞納になりますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただかなければなりません。**

延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納税（付）される日までの期間に応じて計算します（滞納税額が2,000円未満の場合は発生しません。また、滞納税額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。更に、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は全額を、100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます）。

### (2)計算方法

- ①本則  $\text{延滞金} = (\text{税額} \times 7.3\% \times A \div 365) + (\text{税額} \times 14.6\% \times B \div 365)$

- ②平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間  
延滞金＝（税額×特例基準割合×A÷365）＋（税額×14.6%×B÷365）
- ③平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間  
延滞金＝（税額×（特例基準割合＋1%）×A÷365）  
＋（税額×（特例基準割合＋7.3%）×B÷365）
- ④令和3年1月1日以降の期間  
延滞金＝（税額×（延滞金特例基準割合＋1%）×A÷365）  
＋（税額×（延滞金特例基準割合＋7.3%）×B÷365）
- A：納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数  
B：Aの翌日から、納付した日までの日数

**(3)延滞金の割合（平成11年12月31日以前のAの期間の延滞金は①本則のとおりです。）**

Aの期間		割合	Bの期間		割合
平成12年1月1日～平成13年12月31日		年4.5%	～平成25年12月31日		年14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日		年4.1%			
平成19年1月1日～平成19年12月31日		年4.4%			
平成20年1月1日～平成20年12月31日		年4.7%			
平成21年1月1日～平成21年12月31日		年4.5%			
平成22年1月1日～平成25年12月31日		年4.3%			
平成26年1月1日～平成26年12月31日		年2.9%	平成26年1月1日～平成26年12月31日		年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日		年2.8%	平成27年1月1日～平成28年12月31日		年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日		年2.7%	平成29年1月1日～平成29年12月31日		年9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日		年2.6%	平成30年1月1日～令和2年12月31日		年8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日		年2.5%	令和3年1月1日～令和3年12月31日		年8.8%
令和4年1月1日～令和7年12月31日		年2.4%	令和4年1月1日～令和7年12月31日		年8.7%

**9 時間外窓口のご案内**

本庁舎納税課では、毎週火曜日に午後7時まで延長窓口を開設しています。

火曜日が国民の祝日の場合は、翌水曜日に実施します（水曜日も国民の祝日の場合、その週は実施しません）。

**10 群馬県税の納税**

群馬県税の一部（個人の事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）、鉦区税）は、本庁舎納税課又は各行政センターで納税できます。

**11 課税内容や申告などのお問合せ先**

税 目 等	賦課担当（課・係）	直通電話
市県民税・森林環境税	税務課 市民税係	22-2113
法人市民税、軽自動車税（種別割）、市たばこ税、入湯税	税務課 庶務・諸税係	
固定資産税・都市計画税	税務課 資産税係	22-2189
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	保険年金課 国保年金係	22-2429
介護保険料	介護保険課 介護給付係	22-2116

**12 納税（付）相談**

指定された納期限までに市税等を納税（付）できないときは、そのままにせず、お早めに本庁舎納税課の窓口や電話にてご相談ください。ご相談は随時受け付けています。納税（付）に関してお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

**13 納税（付）や納税（付）相談・口座振替などのお問合せ先**

本庁舎納税課（直通電話 22-2390） 又は 各行政センター